

旧	新
<p>第2章 理事の構成</p> <p>第2条 会員の中から選出する理事を20 人以内とする。</p> <p>2.理事は公益社団法人日本臨床工学技士会の会員資格を有するものとする。</p> <p>3.理事を16名以内とする。</p> <p>4.会計責任者、会計職務代行者、監事を各1名とする。</p> <p>5.理事は北海道東北、中部、近畿、中四国、九州沖縄の各ブロックから2名、関東4ブロック名、甲信越ブロック1名を各連絡協議会から推薦し、理事会の決議をもって選出する。</p> <p>6.会計責任者、会計職務代行者、監事は会員の中から理事会で推薦し、理事会の決議をもって選出する。</p>	<p>第2章 理事の構成</p> <p>第2条 会員の中から理事を選出する。</p> <p>2.理事は公益社団法人日本臨床工学技士会の会員資格を有するものとする。</p> <p>3.理事を20名以内とする。</p> <p>4.理事とは別に、会計責任者、会計職務代行者、監事を各1名とする。</p> <p>5.理事は北海道東北、中部、近畿、中四国、九州沖縄の各ブロックから2名、関東ブロック4名、甲信越ブロック1名を各連絡協議会から推薦された者を基準定数とし、理事会の決議をもって選出する。</p> <p>6.会計責任者、会計職務代行者、監事は会員の中から理事会で推薦し、理事会の決議をもって選出する。</p> <p>7. 理事とは別に各ブロックの基準定数と同数の理事補佐を設けることができる。</p>
<p>第2章 理事会の種類及び構成 (種類及び開催)</p> <p>第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。</p> <p>2 定例理事会は、毎事業年度に6箇月を超える間隔で2回以上開催する。</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1)理事長が必要と認めるとき。</p> <p>(2)理事長以外の理事から理事長に対し、召集の請求があったとき。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(定足数)</p> <p>第4条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。</p>	<p>第2章 理事会の種類及び構成 (種類及び開催)</p> <p>第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。</p> <p>2 定例理事会は、毎年2回(もしくは2回以上)開催する</p> <p>3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1)理事長が必要と認めるとき。</p> <p>(2)理事長以外の理事から理事長に対し、召集の請求があったとき。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(1)理事の代行として理事補佐が参加できる。</p> <p>(2)代行の理事は議決権を有しない。</p> <p>(定足数)</p> <p>第4条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の出席により成立する。</p>
<p>第3条 理事長は、公務のために関係理事に出張を命ずることができる。</p> <p>2 出張する場合は、次の旅費、宿泊費を支給することができる。</p> <p>鉄道汽車賃 普通旅客運賃(新幹線、特急料金を含む)</p> <p>航空運賃 普通旅客運賃(ジェット料金を含む。又、原則片道五百キロメートル以上の出張を対象とする)</p> <p>船舶料金 普通旅客運賃</p> <p>宿泊費 実費を支給する。但し上限を1万円(税込み)とする。</p> <p>食事代 1日当たり2千円とする</p>	<p>第3条 理事長は、公務のために関係理事に出張を命ずることができる。</p> <p>2 出張する場合は、次の旅費、宿泊費を支給することができる。</p> <p>鉄道汽車賃 普通旅客運賃(新幹線、特急料金を含む)</p> <p>航空運賃 普通旅客運賃(ジェット料金を含む。又、原則片道五百キロメートル以上の出張を対象とする)</p> <p>船舶料金 普通旅客運賃</p> <p>宿泊費 実費を支給する。但し上限を1万5千円(税込み)とする。</p> <p>日当 1日当たり食事代込み5千円とする。</p>

令和2年2月8日理事会にて承認